

基本 政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
基本政策	5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり		
	政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる		
		施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進	
			○ 人権関連事業
			○ 同和対策事業
			○ 外国人市民施策推進事業
			○ 子どもの権利施策推進事業
			○ 人権オンブズパーソン運営事業
			○ 平和意識普及推進事業
			○ 平和館管理運営事業
		施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進	
			○ 男女共同参画事業
			○ 男女共同参画センター管理運営事業
		施策 5-2-3 かわさきパラムーブメントの推進	
			○ かわさきパラムーブメント推進事業

令和5年度 事務事業評価シート

事業の概要													
事務事業		事務事業コード		事務事業名						政策体系別計画の記載			
		50201010		人権関連事業						有			
担 当		組織コード		所 属 名									
		255000		市民文化局人権・男女共同参画室									
実施期間		事業開始年度		事業終了年度		事務・サービス等の分類		分類1(市民サービス等)		分類2(内部事務)			
		平成7年		—				その他		政策推進計画等(策定・進行管理)			
実施形態		☒ 市が直接実施 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託・指定管理 ☐ ボランティア等との協働 ☐ その他											
実施根拠		☐ 国・県の制度 ☒ 国・県の制度＋市独自の制度 ☐ 市独自の制度											
		(法令・要綱等) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律											
総合計画と連携する計画等		国際施策推進プラン,地域福祉計画,自殺対策総合推進計画,再犯防止推進計画,人権施策推進基本計画,男女平等推進行動計画											
SDGsのゴール・ターゲットを意識した取組の方向性		10人権をすすめる 10.2市民に対し、人権の尊重及び人権意識の普及・啓発に向けた取組を行うことで、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、社会、経済及び政治の参加を促進します。											
行財政改革第3期プログラムに関連する課題名		改革項目						課題名					
予決算 (単位: 千円)	年度		R4年度		R5年度			R6年度			R7年度		
			予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額
	事業費 A		38,942	30,597	38,942	44,140	37,861	42,834	43,441		38,942		
	財 源 内 訳	国庫支出金	12,202	—	12,202	12,231	—	12,202	14,233		12,202		
		市債	0	—	0	0	—	0	0		0		
		その他特財	0	—	0	0	—	0	0		0		
		一般財源	26,740	—	26,740	31,909	—	30,632	29,208		26,740		
	人件費※ B		45,068	45,068	45,609	45,609	45,609	0	0	0	0	0	0
総コスト(A+B)		84,010	75,665	84,551	89,749	83,470	42,834	43,441	0	38,942	0	0	
人工(単位:人)		5.35		5.35									

※ 人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計 画 (Plan)		
政策体系	政 策	人権を尊重し共に生きる社会をつくる
	施 策	平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進
	直接目標	平等と多様性を尊重する意識を高める
事業の対象 (事業の対象となる人、物)	市民、職員、事業者等	
事業の目的 (対象をどのような状態にしたいか)	人権の尊重及び人権意識の普及・啓発に向けた取組を行うことで、人権意識の向上を図ります。	
事業の内容 (どういった業務内容で、どのような手段で実施しているか)	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例及び人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」に基づき、人権問題に関する取組、人権意識の普及や協働・連携による取組等を進めます。あらゆる施策に人権尊重の視点を反映していくため、人権・男女共同参画推進連絡会議(庁内連絡調整組織)等で各部局間の連絡調整を図るとともに、計画に基づく事業等の取組状況について、人権尊重のまちづくり推進協議会(附属機関)に意見・助言を求めます。 また、条例の規定に基づき、必要に応じて差別防止対策等審査会(附属機関)の意見を聴くなどして、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた啓発等の取組を行います。	
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①「差別のない人権尊重のまちづくり条例」及び「人権施策推進基本計画」に基づく取組の推進 ②人権に関する市民意識調査を踏まえた取組の推進 ③人権尊重のまちづくり推進協議会の運営 ④人権意識の普及に向けた取組の推進(市人権学校等の参加者数:560人以上) ⑤人権侵害による被害に係る支援の充実に向けた取組の推進 ⑥本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 ⑦拉致被害者及び拉致被害者家族を支援する取組の推進 ⑧性的マイノリティの人々の人権に関する取組の推進(企業向けLGBTセミナーの参加企業数:18社以上)	
当初計画からの変更箇所 (第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組)		

事業の見直し・改善内容		☒ 実施 (直近) R 5 年度 ☐ 未実施
具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載 できる場合は記載	R5年度:「かわさき人権フェア」は、より多くの市民の人権に係る理解促進を目指し、開催時間の延長、会場の拡大を行い、内容の充実を図りました。 R4年度:メールによる人権相談を開始しました。 R3年度:人権関連の法律・条例の制定状況、新たな人権課題などを踏まえ、「川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』」を策定しました。「かわさき人権フェア」の企画内容の充実のため、運営委託業者の決定にプロポーザル方式を導入しました。 R2年度:「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、かわさき人権相談ダイヤルを開設しました。 R1年度:全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。 H27年度:要綱設置であった川崎市人権施策推進協議会について、条例に基づく市長の附属機関として設置しました。また、性的マイノリティ関連施策の総合的な推進を図るため、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会に性的マイノリティ専門部会を設置しました。	

評価項目		評価	
必要性	【市民のニーズ】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？	a. 薄れていない b. 薄れている	a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？	a. 事例はない b. 事例がある	a
	評価の理由	相談対応などはNPO法人等によるサービスがありますが、自治体としての総合的な人権施策の立案・実施は民間での実施はなじみません。本邦外出身者に対する不当な差別的言動や、インターネットを利用した人権侵害への対応、性的マイノリティの人権、拉致被害者とその家族に対する支援など、さまざまな市民の権利の尊重と人権問題に対する取組が求められています。	
有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)に対し事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか？	a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない	a
	評価の理由	「平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合」は目標値をやや下回っているものの、平成28年度以降の調査では上昇傾向にあります。人権フェアは開催時間の延長、会場の拡大等、内容の充実を図ったこと、人権学校はオンラインによる開催とした他、差別解消をテーマに、複数の切り口で講演を行ったことで、それぞれ参加者が増えました。企業向けLGBTセミナーについてもオンライン開催とした他、企業の取組事例を具体的に示すことで参加企業も増加しており、成果は順調に上がっています。	
効率性	【民間の活用】 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	a
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はあるか？	a. 可能性はない b. 可能性はある	a
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
	評価の理由	現在、イベント運営等の事業実施委託を行っています。自治体としての総合的な人権施策の立案・実施に関しては民間活用の余地はないと思われます。また、事業実施に関しては、現状の質を下げずに継続・拡充するためには、これ以上の経費削減を含めた事務改善は困難です。なお、職員向け対応・研修等は庁内の更なる連携によって、質の向上を図ることが可能と考えます。	
施策への 貢献度	貢献度区分		上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由
	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	A	市民の視聴機会拡大の観点から、イベントのオンラインによる実施といった、手法を工夫して事業を実施し、施策に貢献しました。



改善 (Action)			
今後の事業 の方向性	方向性区分		実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の方向性
	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止 VI. 事業終了	II	「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づいて、人権施策を推進していくとともに、引き続き、啓発、人権相談等の取組を着実に進めていきます。 川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」に基づき、全庁を挙げて人権施策に取り組みます。 市民の視聴機会拡大の観点から、今後もオンラインの活用といった、手法の工夫を行い事業を実施していきます。 「平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合」の向上に向けて、人権課題ごとに対象や手法を検討して、効果的な啓発を実施していきます。
第3期実施計画に記載されている 次年度の取組内容			①「差別のない人権尊重のまちづくり条例」及び「人権施策推進基本計画」に基づく取組の推進 ②人権に関する市民意識調査を踏まえた取組の推進 ③人権尊重のまちづくり推進協議会の運営 ④人権意識の普及に向けた取組の推進(市人権学校等の参加者数:560人以上) ⑤人権侵害による被害に係る支援の充実に向けた取組の推進 ⑥本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 ⑦拉致被害者及び拉致被害者家族を支援する取組の推進 ⑧性的マイノリティの人々の人権に関する取組の推進(企業向けLGBTセミナーの参加企業数:18社以上)
今後の事業の方向性を 踏まえた次年度の取組内容 の変更箇所	変更箇所 (上記計画上の記載に 対する変更箇所)		
	変更の理由		

令和5年度 事務事業評価シート

事業の概要

事務事業	事務事業コード	事務事業名				政策体系別計画の記載							
	50201020	同和対策事業				有							
担 当	組織コード	所属名											
	255000	市民文化局人権・男女共同参画室											
実施期間	事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等の分類	分類1(市民サービス等)	分類2(内部事務)								
	—	—		その他	—								
実施形態	☒ 市が直接実施 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託・指定管理 ☒ ボランティア等との協働 ☐ その他												
実施根拠	☐ 国・県の制度 ☒ 国・県の制度＋市独自の制度 ☐ 市独自の制度												
	(法令・要綱等)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律、川崎市人権・同和対策生活相談事業補助金交付要綱											
総合計画と連携する計画等	人権施策推進基本計画												
SDGsのゴール・ターゲットを意識した取組の方向性	10 人権の保障と平等	10.2	市民に対し、部落差別解消に向けた啓発に取り組むことで、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、社会的、経済的及び政治的な包含を促進します。										
行財政改革第3期プログラムに関連する課題名	改革項目			課題名									
予決算 (単位：千円)	年度	R4年度			R5年度			R6年度			R7年度		
		予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	
	事業費 A	5,252	4,379	5,252	5,188	4,573	5,252	5,219		5,252			
	財源内訳	国庫支出金	0	—	0	0	—	0	0		0		
		市債	0	—	0	0	—	0	0		0		
		その他特財	0	—	0	0	—	0	0		0		
		一般財源	5,252	—	5,252	5,188	—	5,252	5,219		5,252		
	人件費※ B	3,033	3,033	3,069	3,069	3,069	0	0	0	0	0	0	
総コスト(A+B)	8,285	7,412	8,321	8,257	7,642	5,252	5,219	0	5,252	0	0		
人工(単位：人)	0.36			0.36									

※ 人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計 画 (Plan)

政策体系	政 策	人権を尊重し共に生きる社会をつくる
	施 策	平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進
	直接目標	平等と多様性を尊重する意識を高める
事業の対象 (事業の対象となる人、物)	市民、職員、事業者、関係団体等	
事業の目的 (対象をどのような状態にしたいか)	人権教育及び人権意識の普及を行うことで、部落差別(同和問題)についての理解度の向上を図ります。	
事業の内容 (どういった業務内容で、どのような手段で実施しているか)	部落差別(同和問題)をはじめとする人権意識の普及に向けた取組を行うほか、関係団体等との連携協力を図ります。	
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①人権啓発冊子・物品等の配布等による部落差別(同和問題)をはじめとする人権意識の普及に向けた取組の推進 ②関係団体が実施する研修会や人権・同和対策生活相談事業等への支援をはじめとする連携した取組の推進	
当初計画からの変更箇所 (第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組)		

実施結果 (Do)

上記「第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度	3	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり	4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った				
取組内容の実績等 (上記に掲げた取組内容に対し、「数値等」でより具体的に実績を示すことができる取組、又は「未達成部分」若しくは「より達成できた部分」を記載)	目標どおり達成できました。 ①関係団体が作成した人権啓発冊子等を庁内及び市民利用施設に配布するとともに、部落差別(同和問題)を含んだ資料を用いた職員研修を実施することにより、職員及び市民の人権意識の普及に向けて取り組みました。 ②関係団体が実施する研修会に職員が参加し、得た知見を市の事業にフィードバックするとともに、生活相談事業を実施する2団体からの申請に基づき、支援のための補助金を交付しました。						
指標分類	数値で事業の実績・効果等を把握できる指標 (指標の説明)	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	説明	目標					
		実績	—	—	—	—	
2	説明	目標					
		実績	—	—	—	—	
3	説明	目標					
		実績	—	—	—	—	

評価 (Check)

事業を取り巻く社会環境の変化 (国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)		同和問題は、同和対策事業特別措置法(昭和44(1969)年7月施行)で基盤整備が進展した後、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和62(1987)年4月施行)により同和地区の環境改善等が進みましたが、平成14(2002)年3月末に同法の失効により、政府における同和対策事業は終了しました。本市においても、これまでの福祉的施策から差別意識の解消を目的とした人権施策へと施策の転換を行い、その後、同和問題を含めた人権意識の普及を目的とした事業を推進してきたところですが、インターネット上の人権侵害など新たな課題も生じ、平成28(2016)年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されたことから、引き続き国や他の自治体との連携により、部落差別の解消に向けた施策を講じていく必要があります。	
事業の見直し・改善内容		☒ 実施 (直近) R 5 年度 ☐ 未実施	
具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載できる場合は記載		R5年度:人権・同和対策生活相談事業に対して交付する補助金額を見直しました。 R4年度:人権・同和対策生活相談事業に対して交付する補助金額を見直しました。 R2年度:人権・同和対策生活相談事業に対して交付する補助金額を見直しました。 R1年度:人権・同和対策生活相談事業に対して交付する補助金額を見直しました。 H30年度:人権・同和対策生活相談事業に対して交付する補助金額を見直しました。 H29年度:人権・同和対策生活相談事業に対して交付する補助金額を見直しました。 H28年度:人権・同和対策生活相談事業に対して交付する補助金額を見直しました。 H27年度:人権・同和対策生活相談事業に対して交付する補助金額を見直しました。	
評価項目		評価	
必要性	【市民のニーズ】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？	a. 薄れていない b. 薄れている	a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？	a. 事例はない b. 事例がある	a
	評価の理由	市民の人権意識の向上とともに、同和問題を取り巻く環境も変化していますが、一方では、インターネット上で差別や偏見を助長する書き込みが公開されるなどの課題も生じており、平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」第3条第2項において、地方自治体は 地域の実情に応じた施策を実施することが求められています。	
有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)に対し事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか？	a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない	b
	評価の理由	インターネット上で同和問題に対する差別や偏見を助長する書き込みが公開されるなど課題も生じていますが、人権啓発冊子の配布等を通じての啓発活動が広がっていることから成果は徐々に上がっているものと考えます。	
効率性	【民間の活用】 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	a
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性があるか？	a. 可能性はない b. 可能性はある	a
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
	評価の理由	「部落差別の解消の推進に関する法律」では、地方自治体に地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものと規定されており、同和問題の解決に当たっては、引き続き、国、他都市及び関係団体との連携・協力が不可欠であるとともに、歴史的経緯や近年の状況等を踏まえた対応が求められるため、一般的な事業効率化の手法が必ずしもあてはまるものではなく、中長期的な視点を持った取組が必要だと考えられます。 一方、職員に対する同和問題を含む人権意識の更なる向上を図るためには、引き続き研修等を通じて周知・啓発を行っていく必要があります。	
施策への貢献度	貢献度区分		上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由
	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	A	関係団体との連携・協力などによる事業実施や、人権啓発冊子等の配布を通じて、人権意識の向上に向けた施策の推進に貢献しています。

改善 (Action)

今後の事業の方向性	方向性区分	実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の方向性
	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止 VI. 事業終了	II
第3期実施計画に記載されている次年度の取組内容		①人権啓発冊子・物品等の配布等による部落差別(同和問題)をはじめとする人権意識の普及に向けた取組の推進 ②関係団体が実施する研修会や人権・同和対策生活相談事業等への支援をはじめとする連携した取組の推進
今後の事業の方向性を踏まえた次年度の取組内容の変更箇所	変更箇所 (上記計画上の記載に対する変更箇所)	
	変更の理由	

令和5年度 事務事業評価シート

事業の概要

事務事業	事務事業コード	事務事業名				政策体系別計画の記載							
	50201030	外国人市民施策推進事業				有							
担 当	組織コード	所属名											
	251900	市民文化局市民生活部多文化共生推進課											
実施期間	事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等の分類	分類1(市民サービス等)	分類2(内部事務)								
	—	—		その他	政策推進計画等(策定・進行管理)								
実施形態	☒ 市が直接実施 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託・指定管理 ☐ ボランティア等との協働 ☐ その他												
実施根拠	☐ 国・県の制度 ☒ 国・県の制度＋市独自の制度 ☐ 市独自の制度												
	(法令・要綱等) 川崎市外国人市民代表者会議条例、川崎市多文化共生社会推進指針、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策												
総合計画と連携する計画等	国際施策推進プラン、住宅基本計画、文化芸術振興計画、人権施策推進基本計画、子どもの権利に関する行動計画、男女平等推進行動計画												
SDGsのゴール・ターゲットを意識した取組の方向性	10 	10.2	川崎市多文化共生社会推進指針に基づく様々な取組を推進することで、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現をめざします。										
行財政改革第3期プログラムに関連する課題名	改革項目			課題名									
予決算 (単位：千円)	年度	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度					
		予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	
	財源内訳	事業費 A	15,604	13,540	35,604	32,036	19,665	32,104	45,039		32,104		
		国庫支出金	0	—	0	2,913	—	0	3,144		0		
		市債	0	—	0	0	—	0	0		0		
		その他特財	0	—	0	2,534	—	0	376		0		
		一般財源	15,604	—	35,604	26,589	—	32,104	41,519		32,104		
	人件費※ B	29,905	29,905	32,225	32,225	32,225	0	0	0	0	0	0	
	総コスト(A+B)	45,509	43,445	67,829	64,261	51,890	32,104	45,039	0	32,104	0	0	
	人工(単位：人)	3.55		3.78									

※ 人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計 画 (Plan)

政策体系	政 策	人権を尊重し共に生きる社会をつくる
	施 策	平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進
	直接目標	平等と多様性を尊重する意識を高める
事業の対象 (事業の対象となる人、物)	市民、事業者等	
事業の目的 (対象をどのような状態にしたいか)	川崎市多文化共生社会推進指針に基づく様々な取組を推進することで、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現をめざします。	
事業の内容 (どういった業務内容で、どのような手段で実施しているか)	外国人市民代表者会議や学識者等で構成される関係機関等からの意見を踏まえながら、多文化共生社会の実現をめざす外国人市民施策の取組を進めます。	
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①「多文化共生社会推進指針」に基づく取組の推進(多言語化した広報資料の延べ種類言語数:530言語以上) ②市多文化共生社会推進協議会の運営 ③外国人市民代表者会議の運営及び提言を踏まえた取組の推進(ニュースレター発行数:15,000部以上、オープン会議参加者数:100人) ④外国人市民代表者会議第15期代表者の募集・選考 ⑤外国人市民意識実態調査を踏まえた取組の推進 ⑥外国人の相談や手続に係る多言語対応の支援の実施 ⑦外国人相談支援体制の充実に向けた取組の推進	
当初計画からの変更箇所 (第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組)		

実施結果 (Do)

上記「第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度		3	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり		4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った			
取組内容の実績等 (上記に掲げた取組内容に対し、「数値等」でより具体的に実績を示すことができる取組、又は「未達成部分」若しくは「より達成できた部分」を記載)		ほぼ目標どおり達成しました。 ①川崎市多文化共生社会推進指針に基づく取組の推進については、市民向けの広報の多言語化を推進し、多言語で作成された広報資料の延べ種類言語数は560言語となりました。 ②多文化共生社会推進協議会を年5回開催しました。 ③外国人市民代表者会議の運営については年8回の定例会に加え、オープン会議形式での臨時会を開催し62人の参加がありました。参加者数の増加に向けた取組として、市民館の識字教室に外国人市民代表者が訪問し、オープン会議の広報を行うなど周知に努めました。今後は、広報をさらに強化・工夫することで目標値を達成するよう取組を進めます。また、ニュースレターはペーパーレスの取組の一環として、昨年度より2,100部削減し、12,900部(8言語の合計)の発行としホームページへの掲載や多文化共生推進課のSNSでの会議情報の発信など情報発信の電子化に努めました。SNSのフォロワー数は1年間でXで約250人、フェイスブックで420人増加しました。 ④第15期代表者会議代表者の募集を行い、206名の応募者から26名の代表者を選考しました。 ⑤令和元年度実施の外国人市民意識実態調査を踏まえた各種取組を推進するとともに、次年度の実態調査実施に向けた調整を行いました。 ⑥川崎市役所多言語総合案内における相談件数は1,157件となりました。 ⑦外国人相談支援体制の充実に向け「かわさき多文化共生プラザ」の整備について取組を進めました。						
指標分類	数値で事業の実績・効果等を把握できる指標 (指標の説明)		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	活動指標	多言語化した広報資料の延べ種類言語数	目標	525	530	535	540	言語
		説明 市民向けの広報資料のうち多言語化している資料の延べ種類言語数(1言語を1カウント、※日本語ルビ付き版、やさしい日本語版を含む)	実績	558	560	—	—	
2	活動指標	外国人市民代表者会議ニュースレター発行数	目標	15,000	15,000	15,000	15,000	部
		説明 外国人市民代表者会議で発行しているニュースレターの発行数	実績	15,000	12,900	—	—	

3	成果指標	外国人市民代表者会議オープン会議参加者数		目標	100	100	100	100	人
		説明	外国人市民代表者会議オープン会議における参加者の人数	実績	60	62	—	—	
4	成果指標	新たな拠点における来訪の相談件数		目標	—	—	880	1,170	件
		説明	外国人相談支援の充実に向けた新たな拠点の窓口における対面での相談件数	実績	—	—	—	—	

評価（Check）

事業を取り巻く社会環境の変化 (国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)		「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和5年6月改訂)」、「地域における多文化共生推進プラン(令和2年9月改訂)」など、国における外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、地方自治体においても、外国人との共生社会の実現に向けた取組のさらなる推進が求められています。		
事業の見直し・改善内容		☒ 実施（直近） R 5 年度 ☐ 未実施		
具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載 できる場合は記載		令和5年度：川崎市多文化共生社会推進指針を8年ぶりに改定しました。川崎市地域日本語教育推進方針を新たに策定しました。令和2年度：多文化共生社会推進協議会が設置され、市人権施策推進協議会多文化共生社会推進指針に関する部会が従前担っていた所掌事項を移行しました。・TwitterやFacebookといったSNSを活用した、やさしい日本語による外国人市民向けの情報発信を開始しました。「川崎市<やさしい日本語>ガイドライン」を策定しました。・川崎区役所総合案内の多言語対応や、区役所への翻訳機の貸出など、窓口における多言語対応に対する支援を行いました。		

評価項目		評価	
必要性	【市民のニーズ】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？	a. 薄れていない b. 薄れている	a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？	a. 事例はない b. 事例がある	a
	評価の理由	本市の外国人市民は、2023年12月末日現在5万人を超え、1年間で約4,000人増加しており、多様な文化的背景を持つ外国人市民が地域社会の一員として、自立した市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現に向けた取組がますます重要になっています。	
有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)に対し事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか？	a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない	b
	評価の理由	オープン会議参加者数は目標に達しませんでした。代表者が識字教室を訪問し、周知に努めるなど、認知度向上の取組に進展がありました。ニュースレター発行数はペーパレス化の推進により部数を削減しましたが電子化による幅広い普及に努め、SNSの登録者は増加し同等の効果が上がっています。また、多言語広報資料数は目標を達成したほか、〈やさしい日本語〉研修の依頼があるなど取組の成果が徐々に上がっています。	
効率性	【民間の活用】 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はあるか？	a. 可能性はない b. 可能性はある	b
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
	評価の理由	広報資料のペーパレス化、SNSなどの媒体での発信の強化、代表者会議の効果的な運営などにより、多文化共生社会の実現に向けた取組の質の向上を図る余地があります。	

施策への 貢献度	貢献度区分		上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由
	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	B	



改善（Action）

今後の事業の 方向性	方向性区分		実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の方向性
	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止 VI. 事業終了	II	
第3期実施計画に記載されている 次年度の取組内容			①多文化共生社会推進指針に基づく取組の推進(多言語化した広報資料の延べ種類言語数:535言語以上) ②多文化共生社会推進協議会の運営 ③外国人市民代表者会議の運営及び提言を踏まえた取組の推進(ニュースレター発行部数:15,000部以上、オープン会議参加者数:100人) ④外国人市民意識実態調査の実施 ⑤外国人の相談や手続きに係る多言語対応の支援の実施 ⑥外国人相談支援体制の充実に向けた取組の推進
今後の事業の方向性を 踏まえた次年度の取組内容 の変更箇所	変更箇所 (上記計画上の記載に 対する変更箇所)		
	変更の理由		

令和5年度 事務事業評価シート

事業の概要

事務事業		事務事業コード		事務事業名			政策体系別計画の記載							
		50201040		子どもの権利施策推進事業			有							
担 当		組織コード		所属名										
		454000		こども未来局青少年支援室										
実施期間		事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等の 分類	分類1(市民サービス等)	分類2(内部事務)								
		平成13年	—		その他	政策推進計画等(策定・進行管理)								
実施形態		☒ 市が直接実施 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託・指定管理 ☒ ボランティア等との協働 ☐ その他												
実施根拠		☐ 国・県の制度 ☐ 国・県の制度＋市独自の制度 ☒ 市独自の制度												
(法令・要綱等)		川崎市子どもの権利に関する条例												
総合計画と連携する計画等		地域福祉計画,子ども・若者の未来応援プラン,デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進プラン,文化芸術振興計画,人権施策推進基本計画,子どもの権利に関する行動計画,男女平等推進行動計画												
SDGsのゴール・ターゲットを 意識した取組の方向性			10.3	川崎市子どもの権利に関する条例に基づき、子どもを権利の主体として、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの原則の下、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努めています。										
行財政改革第3期プログラム に関連する課題名				改革項目			課題名							
予決算 (単位: 千円)	財 源 内 訳	年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度				
				予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額
		事業費 A		10,417	9,642	8,964	15,881	13,542	8,964	16,344		10,417		
		国庫支出金		3,298	—	3,298	3,298	—	3,298	3,203		3,298		
		市債		0	—	0	0	—	0	0		0		
		その他特財		0	—	0	0	—	0	0		0		
		一般財源		7,119	—	5,666	12,583	—	5,666	13,141		7,119		
		人件費※ B		19,291	19,291	34,100	34,100	34,100	0	0	0	0	0	0
		総コスト(A+B)		29,708	28,933	43,064	49,981	47,642	8,964	16,344	0	10,417	0	0
人工(単位:人)		2.29		4										

※ 人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計 画 (Plan)

政策体系	政 策	人権を尊重し共に生きる社会をつくる
	施 策	平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進
	直接目標	平等と多様性を尊重する意識を高める
事業の対象 (事業の対象となる人、物)	子ども(0歳～18歳未満)、家庭(保護者等)、育ち・学ぶ施設、地域(子どもに関わる市民等)	
事業の目的 (対象をどのような状態にしたいか)	子どもの権利に関する意識普及の促進により、家庭、育ち・学ぶ施設、地域において子どもの権利が尊重され、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きることができるようにします。	
事業の内容 (どのような業務内容で、どのような手段で実施しているか)	①子どもの権利に関する行動計画に基づく施策の進行管理 ②子どもの権利委員会による施策検証 ③広報資料等の活用による子どもの権利に関する意識普及の促進	
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①「かわさき子どもの権利の日をつどい」の開催やパンフレット等を活用した広報・意識普及の促進 ②さまざまな世代に向けた広報資料による意識普及の促進 ③「第7次子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進	
当初計画からの変更箇所 (第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組)		

実施結果 (Do)

上記「第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度		3	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり 4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った						
取組内容の実績等 (上記に掲げた取組内容に対し、「数値等」でより具体的に実績を示すことができる取組、又は「未達成部分」若しくは「より達成できた部分」を記載)			目標どおり達成しました。 ①「かわさき子どもの権利の日をついで」を開催し、市民等に広く子どもの権利について周知しました。かわさき子どもの権利の日(11月20日)の前後1か月を広報強化期間として、各子ども関連施設へのパンフレットやリーフレットの配布に加えて、アゼリア広報コーナーでの掲示や区役所窓口モニター・川崎駅東口デジタルサイネージ等での啓発動画の上映を行いました。条例の解説パンフレット等の広報資料を、市内の全児童生徒及びイベント等で市民に配布しました。 ②市民を巻き込んだワークショップを行い、子どもの権利を身近に楽しく学ぶことのできる「子どもの権利×うんこドリル」を作成いたしました。「かわさき子どもページ」においては、ページを魅力的にし多くの子どもに利用してもらうため、子どもの意見を取り入れたページに改修を行いました。講師派遣事業につきましては、映画会や民生委員、地域教育会議、子どもの施設の職員等に研修の場を積極的に拡大した結果、参加人数を大幅に増加させることができました。 ③第8期子どもの権利委員会では「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」の評価を公表しました。また、「第7次子どもの権利に関する行動計画」の進捗調査を開始するとともに、調査部会として「子どもが相談する・発言できる」ことについて様々な場においてヒアリング調査を実施しました。						
指標分類	数値で事業の実績・効果等を把握できる指標（指標の説明）		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
1	活動指標	子どもの権利に関する広報資料配布部数		目標	188,000	188,500	189,000	189,500	部
		説明	子どもの権利条例の解説パンフレット等、子どもや一般市民に対する子どもの権利に関する広報資料の年間配布部数	実績	284,613	269,643	—	—	
2	活動指標	講師派遣事業参加人数		目標	1,270	1,290	1,310	1,330	人
		説明	子どもに関わる職員や市民を対象とした、子どもの権利に関する研修・学習会等の年間参加人数	実績	424	5,650	—	—	
3		説明		目標					
				実績	—		—	—	

評価 (Check)				
事業を取り巻く社会環境の変化 (国・県・他団体の動向や法改正、 規制緩和など)		いじめや不登校、児童虐待など、子どもが置かれている状況には依然として憂慮すべき課題があることに加え、国としてもこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、包括的な基本法として「こども基本法」を令和5年4月に施行しました。		
事業の見直し・改善内容		☒ 実施 (直近) R 5 年度 ☐ 未実施		
具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載 できる場合は記載		R5年度:実態意識調査に関して有識者からのアドバイス支援の機会を利用して内容の検討、見直しを開始しました。 R4年度:広報資料について英語・中国語・韓国語で作成し、各区役所等へ配架しました。 R3年度:広報資料について、2種類のパンフレットの内容を整理して統合することで、子どもの権利に関する意識普及を促進するとともに経費を削減しました。 R2年度:広報資料について2回ある配布時期の分を一度に発注することで経費を削減しました。 R1年度:「かわさき子どもの権利の日事業」について、広報チラシの規格を変更し、経費を削減しました。 H30年度:「かわさきこどもページ」について、スマートフォン等からの閲覧に対応しました。		
評価項目		評価		
必要性	【市民のニーズ】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？	a. 薄れていない b. 薄れている		a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？	a. 事例はない b. 事例がある		a
	評価の理由	いじめや不登校、児童虐待など、子どもが置かれている状況には依然として憂慮すべき課題があり、行政として子どもの権利を守る取組を推進する必要があります。		
有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)に対し事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか？	a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない		a
	評価の理由	広報資料配布部数について設定した目標値は大幅に上回り、子どもの権利に関する普及啓発につながっています。講師派遣事業につきましては、積極的に研修の場を拡大した結果、参加人数を大幅に増加させることができました。		
効率性	【民間の活用】 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み		c
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はあるか？	a. 可能性はない b. 可能性はある		b
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み		b
	評価の理由	既に行ってきた民間事業者への事業委託や予算執行方法の見直し等により、事業実施の効率化は一定程度効果をあげています。市職員が子どもの権利に対する意識と理解を更に深めることで、事業推進の効果を高める余地があります。		
施策への 貢献度	貢献度区分		上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由	
	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	A	新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、実地研修の依頼も増加したこともあり、様々な場に積極的に出張し研修を行うことで、子どもの権利の普及に貢献しました。かわさき子どもの権利の日のつどい等啓発イベントでは多くの市民に参加し楽しむことができるようトークセッションやうんこドリルカードゲーム体験のコーナーを新設する等、実施内容に工夫を行いました。また、学校や子どもに係る施設等にパンフレットを一斉配布した他、各種施設等で実施される子どもの権利に係る研修や保育園等の保護者向け懇談会における説明などにより、本施策の推進に貢献しています。	

改善 (Action)		
今後の事業 の方向性	方向性区分	実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の方向性
	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止 VI. 事業終了	II 子どもの権利を守るためには、子どもの権利について、より一層普及啓発を図る必要があります。国の動向を踏まえつつ、今後も世代など対象に合わせた情報発信方法等について改善しながら継続し、子どもの権利が尊重され、子どもが自分らしく生きることができる「子どもにやさしいまちづくり」を推進します。広報資料を効果的に活用し、研修に関しては積極的に講師派遣を行っていきます。 かわさき子どもの権利の日のつどいの開催については、更なる工夫や改善を図りながら事業目的を達成できるようにします。
第3期実施計画に記載されている 次年度の取組内容		①「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催やパンフレット等を活用した広報・意識普及の促進 ②さまざまな世代に向けた広報資料による意識普及の促進 ③「第7次子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進
今後の事業の方向性を 踏まえた次年度の取組内容 の変更箇所	変更箇所 (上記計画上の記載に 対する変更箇所)	④「子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施【変更(令和6年度)】
	変更の理由	調査結果を行動計画に効果的に活用することができるよう、調査実施年度を1年前倒しにしたため。

令和5年度 事務事業評価シート

事業の概要

事務事業	事務事業コード	事務事業名				政策体系別計画の記載							
	50201050	人権オンブズパーソン運営事業				有							
担 当	組織コード	所属名											
	750000	市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当											
実施期間	事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等の分類	分類1(市民サービス等)	分類2(内部事務)								
	平成14年度	—		公聴及び相談・苦情申し立ての聴取等	—								
実施形態	☒ 市が直接実施 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託・指定管理 ☐ ボランティア等との協働 ☐ その他												
実施根拠	☐ 国・県の制度 ☐ 国・県の制度＋市独自の制度 ☒ 市独自の制度												
	(法令・要綱等) 川崎市人権オンブズパーソン条例、川崎市子どもの権利に関する条例、男女平等かわさき条例												
総合計画と連携する計画等	地域福祉計画、自殺対策総合推進計画、子ども・若者の未来応援プラン、人権施策推進基本計画、子どもの権利に関する行動計画、男女平等推進行動計画												
SDGsのゴール・ターゲットを意識した取組の方向性	10 	10.2	子どもの権利侵害や男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施する。										
行財政改革第3期プログラムに関連する課題名	改革項目		課題名										
予決算 (単位：千円)	年度	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度					
		予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	
	事業費 A	34,462	30,369	33,033	33,052	32,345	33,033	35,540		33,033			
	財源内訳	国庫支出金	260	—	260	260	—	260	268		260		
		市債	0	—	0	0	—	0	0		0		
		その他特財	0	—	0	0	—	0	0		0		
		一般財源	34,202	—	32,773	32,792	—	32,773	35,272		32,773		
	人件費※ B	14,742	14,742	14,919	14,919	14,919	0	0	0	0	0	0	
	総コスト(A+B)	49,204	45,111	47,952	47,971	47,264	33,033	35,540	0	33,033	0	0	
	人工(単位：人)		1.75			1.75							

※ 人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計 画 (Plan)

政策体系	政 策	人権を尊重し共に生きる社会をつくる
	施 策	平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進
	直接目標	平等と多様性を尊重する意識を高める
事業の対象 (事業の対象となる人、物)	市民	
事業の目的 (対象をどのような状態にしたいか)	子どもの権利の侵害と男女平等に関わる人権侵害について、相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことで、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に救済を図ります。	
事業の内容 (どういった業務内容で、どのような手段で実施しているか)	子どもの権利の侵害と男女平等に関わる人権の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう、適切な助言や支援を行います。救済の申立てにおいては、調査、あっせん・調整、是正等勧告、制度改善の意見表明、公表も行います。	
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に関する相談に対する助言及び支援 ②救済の申立てに関する調査・調整等の実施 ③相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表 ④市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進	
当初計画からの変更箇所 (第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組)		

実施結果 (Do)

上記「第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度		3	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり		4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った		
取組内容の実績等 (上記に掲げた取組内容に対し、「数値等」でより具体的に実績を示すことができる取組」、又は「未達成部分」若しくは「より達成できた部分」を記載)		目標どおり達成できました。 ①については、相談者に寄り添い、相談者とともに問題解決を図るとともに、複雑なケースの場合等には継続して相談を受け、解決に向け相談者を支援しました。 ◇子どもの相談：1回の相談で終了した件数28件、継続相談件数46件 ◇男女平等の相談：1回の相談で終了した件数9件、継続相談件数6件 ◇継続相談に対する相談・面談等回数：192件 ②については、関係者からの資料提出や聞き取り、現地調査等により第三者として公平に調査し、調査結果をもとに関係者間の調整を行い、適切に事業の解決に当たりました。 ◇救済件数8件（救済活動251回） 前年度からの継続件数1件及び今年度受付件数8件に関する救済活動終了件数4件、次年度継続件数5件 ◇発意調査件数5件（発意調査活動210回） 今年度発意調査件数5件に関する調査終了件数1件、次年度継続件数4件 ③については、相談カード等の配布（市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、外国人学校等）や人権オンブズパーソン子ども教室（小学校8校、中学校4校、児童養護施設3施設）の開催及び人権尊重教育研究推進校である西御幸小学校の全校児童を対象とした「人権子ども教室」での人権オンブズパーソンの講演（4日間、延べ12回）等を通じて広報・啓発を行うとともに、6月に令和4年度報告書を公表しました。 ④については、市の機関や関係機関等と連携・協力し、相談・救済活動、広報・啓発活動、研修活動を行うとともに、関係会議への参画、関係機関・団体との意見交換を行いました。					
指標分類	数値で事業の実績・効果等を把握できる指標（指標の説明）	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1 活動指標	救済の申立て受付件数	目標	—	—	—	—	件
	説明 相談の内、相談者から救済の申立てがあった件数 (※なお、当該指標は目標設定にふさわしくないため、実績のみの把握とします。)	実績	3	8	—	—	
2 活動指標	子どもの相談受付件数	目標	—	—	—	—	件
	説明 相談窓口に寄せられた、子どもの権利侵害に関わる件数 (※なお、当該指標は目標設定にふさわしくないため、実績のみの把握とします。)	実績	78	74	—	—	
3 活動指標	男女平等の相談受付件数	目標	—	—	—	—	件
	説明 相談窓口に寄せられた、男女平等の人権侵害に関わる件数 (※なお、当該指標は目標設定にふさわしくないため、実績のみの把握とします。)	実績	20	15	—	—	

評価 (Check)				
事業を取り巻く社会環境の変化 (国・県・他団体の動向や法改正、 規制緩和など)		いじめ等の子どもの権利の侵害やDV等の男女平等に関わる人権の侵害については、依然として深刻な状況が続いており、川崎市子どもの権利に関する条例、男女平等かわさき条例に相談・救済機関として位置づけられていることから、引き続き相談・救済活動を行っていきます。		
事業の見直し・改善内容		☒ 実施 (直近) R 5 年度 ☐ 未実施		
具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載 できる場合は記載		専門調査員のスキルアップをより一層図るため 令和5年度:子どもの権利に関する見識を深めるため児童養護施設(3施設)との意見交換、施設見学を実施したほか、新規採用専門調査員を各種研修会等へ参加させることにより業務能力の向上を図りました。 令和4年度:子どもの権利に関する見識を深めるため児童養護施設等(3施設)を見学したほか、DV等の男女平等に関わる人権侵害の相談のより一層の充実に向けて、川崎市男女共同参画センターと意見交換等を実施しました。 令和3年度:子どもの権利に関する見識を深めるため児童養護施設(2施設)を見学したほか、DV等の男女平等に関わる人権侵害の相談のより一層の充実に向けて、川崎市男女共同参画センターと意見交換等を実施しました。 令和2年度:市の子ども施策や里親に関する取組についての見識を深めるため民間支援団体や総合教育センターの施設を視察するとともに意見交換を実施しました。 令和元年度:担当部署の職員による「性的マイノリティに関する本市の施策」及び「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例(素案)」についての研修や総合教育センター等の視察を実施しました。		
評価項目		評価		
必要性	【市民のニーズ】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか?	a. 薄れていない b. 薄れている		a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか?	a. 事例はない b. 事例がある		a
	評価の理由	子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権の侵害については、依然として深刻な状況が続いており、川崎市子どもの権利に関する条例、男女平等かわさき条例に位置づけられた相談・救済機関として、迅速かつ柔軟に解決できるよう相談・救済を引き続き行っていく必要があります。また、相談に対する関係機関との連携・調整等の支援や申立てに対する救済活動は民間では行えません。		
有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)に対し事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか?	a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない		a
	評価の理由	活動指標に掲げている件数の多寡では成果は図れませんが、救済を申立てられた案件や発意案件について適切に対応し、また、救済にまで至らない案件に関しても、迅速な解決に向けて適宜人権オンブズパーソンによる関係機関との連携・調査等の支援を行っていることから成果は上がっています。		
効率性	【民間の活用】 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか?	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み		a
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はあるか?	a. 可能性はない b. 可能性はある		b
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地があるか?	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み		b
	評価の理由	条例に基づく人権オンブズパーソンの活動については、民間事業者での実施は不可能ですが、より多くの市民に制度の周知や気軽に相談できる窓口があることを広報・啓発する取組を推進し、専門調査員に適切な研修や事例研究等を行うことにより常に質の向上を推進するとともに、令和6年7月の第3庁舎への移転に伴い、事務局内の執行体制を見直し、効率化を図っていきます。		
施策への 貢献度	貢献度区分		上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由	
	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	A	指標で成果を図ることは困難ですが、子どもの権利の侵害や男女平等に関わる権利侵害の案件に対し、相談に対する助言や関係機関との連携・調整等の支援、申立てに対する救済活動、発意調査を通じて適切かつ丁寧に対応し解決を図っているため、施策に貢献できていると考えています。	

改善 (Action)		
今後の事業の方向性	方向性区分	実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の方向性
	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止 VI. 事業終了	II いじめ等の子どもの権利の侵害やDV等の男女平等に関わる人権の侵害については、依然として深刻な状況が続いていることから、より一層の制度の理解と周知に向けて市民に分かりやすい広報・啓発に取り組むほか、専門調査員のスキルアップに努め、適切な相談・救済活動を推進していきます。
第3期実施計画に記載されている 次年度の取組内容		①子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に関する相談に対する助言及び支援 ②救済の申立てに関する調査・調整等の実施 ③相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表 ④市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進
今後の事業の方向性を 踏まえた次年度の取組内容 の変更箇所	変更箇所 (上記計画上の記載に 対する変更箇所)	
	変更の理由	

令和5年度 事務事業評価シート

事業の概要

事務事業	事務事業コード	事務事業名				政策体系別計画の記載				
	50201060	平和意識普及推進事業				有				
担 当	組織コード	所属名								
	255000	市民文化局人権・男女共同参画室								
実施期間	事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等の分類	分類1(市民サービス等)	分類2(内部事務)					
	—	—		参加・協働の場	その他					
実施形態	☒ 市が直接実施 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託・指定管理 ☐ ボランティア等との協働 ☐ その他									
実施根拠	☐ 国・県の制度 ☐ 国・県の制度＋市独自の制度 ☒ 市独自の制度									
	(法令・要綱等) 核兵器廃絶平和都市宣言									
総合計画と連携する計画等										
SDGsのゴール・ターゲットを意識した取組の方向性	16 	16	市民に対し、平和意識の普及に向けた取組を行うことで、持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進します。							
行財政改革第3期プログラムに関連する課題名	改革項目		課題名							
予決算 (単位: 千円)	年度	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		
		予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	計画事業費	予算額	決算額	
	事業費 A	1,879	1,308	1,879	1,872	2,048	1,879	2,138	1,879	
	財源内訳	国庫支出金	0	—	0	0	—	0	0	0
		市債	0	—	0	0	—	0	0	0
		その他特財	0	—	0	0	—	0	0	0
		一般財源	1,879	—	1,879	1,872	—	1,879	2,138	1,879
	人件費※ B	6,234	6,234	6,309	6,309	6,309	0	0	0	
	総コスト(A+B)	8,113	7,542	8,188	8,181	8,357	1,879	2,138	0	
人工(単位: 人)	0.74		0.74							

※ 人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計 画 (Plan)

政策体系	政 策	人権を尊重し共に生きる社会をつくる
	施 策	平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進
	直接目標	平等と多様性を尊重する意識を高める
事業の対象 (事業の対象となる人、物)	市民、事業者、関係団体	
事業の目的 (対象をどのような状態にしたいか)	「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念を継承し、平和意識の普及に向けた取組を進めることで、市民、事業者の平和を尊重する意識を高めます。	
事業の内容 (どういった業務内容で、どのような手段で実施しているか)	平和に関する意識普及推進活動の実施や、核兵器廃絶や世界の恒久平和を願う市民団体の活動の支援を行います。	
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①国内外の自治体と連帯・連携した「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念に基づく平和意識普及に向けた取組の推進 ②「原爆の日」等の平和祈念の取組の実施 ③平和な地域社会の実現に向けた「平和を語る市民のつどい」の開催(参加者数: 160人以上)	
当初計画からの変更箇所 (第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組)		

実施結果 (Do)

上記「第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度	3	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり	4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った				
取組内容の実績等 (上記に掲げた取組内容に対し、「数値等」でより具体的に実績を示すことができる取組」、又は「未達成部分」若しくは「より達成できた部分」を記載)	ほぼ目標どおり達成しました。 ①平和首長会議、日本非核宣言自治体協議会が主催する会合に職員を派遣し、平和関連事業の情報交換等を行いました。関係平和団体が実施する活動への市長メッセージの掲出や後援などを行い、平和意識の普及に向けた取組を実施しました。 ②広島市・長崎市に原爆が投下された8月6日、9日に合わせて、インターネット広告等により黙とう実施への協力を呼びかけました。 ③「平和を語る市民のつどい」については、広義の平和(ガーナにおける貧困問題、児童労働の解消と教育機会の保障等)をテーマとした講演、映画上映及び中高生の討論発表で構成し、令和6年1月に開催しました。時代の趨勢に合わせて会場及びオンラインの併催とし、会場参加者65人、オンライン配信視聴回数は56回となりました。本事業は、実施時期が年度末であったことや悪天候などの要因から、令和5年度末の成果指標は目標値を下回っていますが、イベントの動画をアーカイブ化すること等により、年度を跨いだ令和6年度においても市内の公立中学校の授業等で活用することのできる環境を作ることで、継続的に平和意識の普及を図ることができるとなっています。						
指標分類	数値で事業の実績・効果等を把握できる指標 (指標の説明)	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1 成果指標	平和を語る市民のつどい参加者数	目標	160	160	160	160	人
	説明	実績	756	121	—	—	
2	説明	目標					
		実績	—		—	—	
3	説明	目標					
		実績	—		—	—	

評価 (Check)

事業を取り巻く社会環境の変化 (国・県・他団体の動向や法改正、 規制緩和など)	戦後・被爆78年が経過し、戦争体験や被爆体験の風化が危惧されている一方、戦争やテロといった武力行為に限らず、貧困・迫害・差別といった構造的暴力が存在することも「非平和」の状態であるという認識が国内外で広まっています。こうした構造的暴力の解消まで含めた、「広義の平和」を構築することの大切さを語り継いでいく必要性はますます増大しています。
事業の見直し・改善内容 具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載 できる場合は記載	☒ 実施 (直近) R 5 年度 ☐ 未実施 R5年度:「平和を語る市民のつどい」について、取り扱うテーマを広義の平和に広げました。 R4年度:「平和を語る市民のつどい」について、若者の関心を高めるため、学識者による講演のほか、中高生による参加型ワークショップ(討論と発表)を開催しました。 R3年度:「平和を語る市民のつどい」について、平和教育に熱心な中学校教諭、元沖縄兵であった父を持つ方等を講師として開催しました。 R2年度:「平和を語る市民のつどい」について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点で踏まえ、開催を見送りましたが、過去の映像等を編集したDVDを作成し、市立学校等で活用することとしました。 R1年度:「平和を語る市民のつどい」について、戦争体験者として、元女子通信隊員の方、中国残留孤児の方を講師として開催しました。 H30年度:「平和を語る市民のつどい」について、沖縄県との連携により、沖縄戦の伝承者の方を講師として開催しました。 H29年度:「平和を語る市民のつどい」について、広島での被爆体験を持つ市民の方、長崎での被爆2世の方を講師として開催しました。

評価項目	評価
必要性	【市民のニーズ】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？ a. 薄れていない b. 薄れている a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？ a. 事例はない b. 事例がある a
	評価の理由 戦後・被爆78年が経過し、戦争体験や被爆体験の風化が危惧されている一方、戦争体験や被爆体験の風化が危惧されている一方、戦争やテロといった武力行為に限らず、貧困・迫害・差別といった構造的暴力が存在することも「非平和」の状態であるという認識が国内外で広まっています。こうした構造的暴力の解消まで含めた、「広義の平和」を構築することの大切さを語り継いでいく必要性はますます増大しています。引き続き「核兵器廃絶平和都市宣言」を行っている自治体として、平和意識普及のための取組を推進する必要があります。
有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)に対し事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか？ a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない b
	評価の理由 関係平和団体に対する市長メッセージ掲出や後援、核兵器廃絶平和都市宣言の各区での懸垂幕等の掲出などを通じて平和意識の普及を行いました。また、平和施策の拠点である平和館で開催する「平和を語る市民のつどい」については、悪天候や実施時期など様々な要因から、参加者数・視聴回数が例年を下回っていますが、開催後も動画コンテンツを教育現場で活用できるよう工夫したほか、講演のテーマを「広義の平和」とするなど、視点を広げて平和意識の普及を行いました。
効率性	【民間の活用】 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？ a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み a
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性があるか？ a. 可能性はない b. 可能性はある b
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地があるか？ a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み b
	評価の理由 「平和を語る市民のつどい」の運営や核兵器廃絶平和都市宣言の懸垂幕の掲出などについては、既に委託により実施しているところです。今後も引き続き業務内容を精査し、戦争を知らない世代に対して効果的にリーチできる啓発手段や手法を選択していく必要性があります。

貢献度区分	上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由
施策への貢献度 A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い A	本事業は、実施時期が年度末であったことや悪天候などの要因から、令和5年度末の成果指標は目標値を下回っていますが、イベントの動画をアーカイブ化することなどにより、年度を跨いだ令和6年度においても市内の公立中学校の授業等で活用することのできる環境を作ること、継続的に平和意識の普及を図ることができる事業となっています。例年実施している平和都市宣言の懸垂幕の掲出などを通じた取組等と合わせ、市民の平和意識の向上を図ることで、施策の推進に貢献できました。

改善 (Action)

方向性区分	実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の方向性
今後の事業の方向性 I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止 VI. 事業終了 II	戦後・被爆78年が経過し、戦争体験や被爆体験の風化が危惧されている一方、戦争体験や被爆体験の風化が危惧されている一方、戦争やテロといった武力行為に限らず、貧困・迫害・差別といった構造的暴力が存在することも「非平和」の状態であるという認識が国内外で広まっています。こうした構造的暴力の解消まで含めた、「広義の平和」を構築することの大切さを語り継いでいく必要性はますます増大しています。引き続き「核兵器廃絶平和都市宣言」を行っている自治体として、平和意識普及のための取組を推進する必要があるため、「平和を語る市民のつどい」については、時代に合ったテーマ選びや実施方法等について検討しつつ実施に向けた取組を行っていきます。
第3期実施計画に記載されている 次年度の取組内容	①国内外の自治体と連帯・連携した「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念に基づく平和意識普及に向けた取組の推進 ②「原爆の日」等の平和祈念の取組の実施 ③平和な地域社会の実現に向けた「平和を語る市民のつどい」の開催(参加者数:160人以上)
今後の事業の方向性を 踏まえた次年度の取組内容 の変更箇所	変更箇所 (上記計画上の記載に対する変更箇所)
	変更の理由

令和5年度 事務事業評価シート

事業の概要

事務事業	事務事業コード	事務事業名				政策体系別計画の記載						
	50201070	平和館管理運営事業				有						
担 当	組織コード	所属名										
	255500	市民文化局人権・男女共同参画室平和館										
実施期間	事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等の分類	分類1(市民サービス等)	分類2(内部事務)							
	—	—		施設の管理・運営	—							
実施形態	☒ 市が直接実施 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託・指定管理 ☐ ボランティア等との協働 ☐ その他											
実施根拠	☐ 国・県の制度 ☐ 国・県の制度＋市独自の制度 ☒ 市独自の制度											
	(法令・要綱等) 川崎市平和館条例、川崎市平和館条例施行規則、川崎市平和館平和推進補助事業に係る補助金交付要綱											
総合計画と連携する計画等	文化芸術振興計画、子どもの権利に関する行動計画											
SDGsのゴール・ターゲットを意識した取組の方向性		16	平和で包摂的な社会を促進するため、市民の平和に対する理解を深めるとともに、平和を希求する市民相互の交流及び平和活動を推進し、平和都市の創造と恒久平和の実現を目指します。									
行財政改革第3期プログラムに関連する課題名	改革項目			課題名								
予決算 (単位：千円)	年度	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度				
		予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額
	財源内訳	事業費 A	56,534	59,349	100,885	114,247	112,655	51,926	56,558		51,926	
		国庫支出金	0	—	0	0	—	0	0		0	
		市債	4,000	—	21,000	31,000	—	1,000	0		1,000	
		その他特財	1,969	—	1,969	1,965	—	1,969	1,636		1,969	
		一般財源	50,565	—	77,916	81,282	—	48,957	54,922		48,957	
	人件費※ B	11,372	11,372	10,656	10,656	10,656	0	0	0	0	0	0
	総コスト(A+B)	67,906	70,721	111,541	124,903	123,311	51,926	56,558	0	51,926	0	0
	人工(単位：人)	1.35				1.25						

※ 人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計 画 (Plan)

政策体系	政 策	人権を尊重し共に生きる社会をつくる
	施 策	平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進
	直接目標	平等と多様性を尊重する意識を高める
事業の対象 (事業の対象となる人、物)	市民	
事業の目的 (対象をどのような状態にしたいか)	市民の平和に対する理解を深めるとともに、平和を希求する市民相互の交流及び平和活動を推進し、平和都市の創造と恒久平和の実現を目指します。	
事業の内容 (どういった業務内容で、どのような手段で実施しているか)	平和に関する情報・資料を収集し、常設展示や企画展、市内巡回展を実施するとともに、子どもを対象にした平和学習の実施等の平和啓発事業を行います。	
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①平和意識の普及に向けた取組及び支援 ・原爆や川崎大空襲など、戦争を後世に伝えるための常設展示及び企画展の開催(入館者数：30,000人以上) ・館外での平和啓発を推進する「巡回平和展」の全区開催 ・平和を脅かす人権・飢餓・環境問題などの企画展等の開催 ・展示更新に向けた取組の推進 ・ホームページや市政だより、チラシ・ポスター等を通じた平和館事業の周知 ・平和推進補助金の交付を通じた、平和活動への意識啓発や支援の実施 ・平和問題の研究調査や戦争に関する証言・資料の収集及び整理 ②計画的な施設の補修等の推進	
当初計画からの変更箇所 (第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組)		

実施結果 (Do)

上記「第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度	3	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり	4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った				
取組内容の実績等 (上記に掲げた取組内容に対し、「数値等により具体的に実績を示すことができる取組」、又は「未達成部分」若しくは「より達成できた部分」を記載)	目標どおり達成できました。 ①平和意識の普及に向けた取組及び支援について ・原爆や川崎大空襲など、戦争を後世に伝えるための企画展について2回開催しました。入館者数については、目標を上回り34,780人となりました。 ・館外での平和意識の普及に向けた「巡回平和展」について7区で開催しました。 ・平和の実現を阻む人権・飢餓・環境問題などの企画展については、企画展1回、ミニ企画展2回を開催しました。その結果、企画展等への来場者数は17,942人となりました。企画展では、ロシアのウクライナ侵攻の状況なども踏まえた軍事力がもたらす深刻な非平和や、貧困、差別、扇動などの非平和を考えるきっかけになる映画を週末・祝日に上映しました。ミニ企画展では、戦時ポスターや国策紙芝居を展示し、情報リテラシー(情報を読み解く能力)の大切さを考える機会を提供しました。 ・令和4年度にとりまとめた「川崎市平和館展示アップデート取組方針」に基づいて展示更新を実施しました。 ・平和館事業をホームページ、市政だより、チラシ・ポスター等を通じて周知を行いました。 ・平和推進補助金を12団体に交付し、平和活動への意識啓発や支援を行いました。 ・市民から寄贈を受けた戦争に関連する資料の整理を実施しました。 ②トイレ改修工事や内壁タイル剥落防止工事等、計画的に施設の維持・補修を実施しました。						
指標分類	数値で事業の実績・効果等を把握できる指標 (指標の説明)	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1 活動指標	原爆展、空襲展、企画展、ミニ企画展、巡回平和展、親子事業の開催回数	目標	25	25	25	25	回
	説明 戦争の惨禍を後世に伝えるための原爆展・空襲展、戦争以外の平和を阻む人権・飢餓・環境問題などをテーマにした企画展、館外での平和意識普及に向けた巡回平和展及び親子を対象とした事業の開催回数	実績	35	31	—	—	

2	成果指標	原爆展、空襲展、企画展、ミニ企画展の来場者数		目標	17,000	17,000	17,000	17,000	人
		説明	戦争の惨禍を後世に伝承するための原爆展・空襲展や戦争以外の平和を阻む人権・飢餓・環境問題などをテーマにした企画展の来場者数	実績	17,992	17,942	—	—	
3	成果指標	親子で来て・見て・考える平和推進事業の参加者数		目標	2,800	2,800	2,800	2,800	人
		説明	小・中・高校生とその親を対象に、戦争の悲惨や平和の尊さについて学習してもらい、平和を愛する心を育む精神を涵養するため実施している平和学習のための事業の参加者数	実績	5,356	4,389	—	—	
4	成果指標	平和館の入館者数		目標	30,000	30,000	30,000	30,000	人
		説明	平和館の入館者数	実績	31,648	34,780	—	—	

評価 (Check)

事業を取り巻く社会環境の変化 (国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)		戦後78年が過ぎ、過去の戦争の記憶の風化が懸念される中、戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝承し、風化させないための取組が求められています。また、平和を脅かす新たな要素について考える取組が求められています。	
事業の見直し・改善内容		☒ 実施 (直近) R 5 年度 ☐ 未実施	
具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載できる場合は記載		R5年度:体験型コンテンツを充実するなど、平和のこについて親しみをもって気軽に自分事として考えてもらえる展示更新を行いました。 R1年度:ミニ企画展の内容を充実させ、開催回数を変更しました(3回→2回)。 H29年度:親子を対象とした「親子で来て・見て・考える平和推進事業」の内容、開催回数、開催規模を変更しました。	

評価項目			評価	
必要性	【市民のニーズ】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？		a. 薄れていない b. 薄れている	a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？		a. 事例はない b. 事例がある	a
	評価の理由	戦後78年が過ぎ、過去の戦争の記憶の風化が懸念される中、戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝承し、風化させないための取組や、平和を脅かす新たな要素について考える取組が求められていることから、今後も核兵器廃絶平和都市宣言の理念に基づき平和を愛する心を育めるよう、常設展示や企画展等を行うとともに、平和事業や市民の平和活動への意識啓発・支援を実施しながら行政が主体的に取り組んでいく必要があります。		
有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)に対し事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか？		a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない	b
	評価の理由	いずれの成果指標も目標を達成しています。特に「平和館の来館者数」は昨年度の人数を上回るなど成果は徐々に上がっています。		
効率性	【民間の活用】 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？		a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	a
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はあるか？		a. 可能性はない b. 可能性はある	a
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地があるか？		a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	a
	評価の理由	正規職員2名、会計年度職員等5名の体制の中で、原爆展、空襲展、企画展、ミニ企画展については、展示作業・広報業務などを委託しており、民間活用によりコストを削減しながら業務の品質を確保しています。施設の保守に係る契約について複数年契約に変更するなど、適宜事業手法の見直しを行い事務改善やサービスの向上を図っています。		
施策への貢献度	貢献度区分		上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由	
	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	A	核兵器廃絶平和都市宣言を行った自治体として、平和をめぐる世界や国内の動向を注視しつつ平和施策を推進するため、常設展示、原爆展・空襲展の各種企画展等を行い、平和の大切さと平和を尊重する市民の意識向上に取り組んでいることから、貢献しています。	

改善 (Action)

今後の事業の方向性	方向性区分		実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の方向性
	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止 VI. 事業終了	II	戦後78年が過ぎ過去の戦争の記憶が風化することが懸念されることから、引き続き平和に関する資料・情報を収集し、平和をめぐる世界や国内の動向を踏まえて企画展を開催していきます。また、平和意識の向上をめざした市民活動への支援を引き続き実施していきます。親子を対象とした平和事業は、学校現場に出向く平和教育出前授業の取組とともに、来館を促進するイベント等を効果的に実施することで、戦争の記憶を若い世代に継承していきます。今後については、戦中の白黒写真をカラー化して展示するなど、より分かりやすく、興味を持って平和について考えてもらえるよう取組を進めます。
第3期実施計画に記載されている 次年度の取組内容			①平和意識の普及に向けた取組及び支援 ・原爆や川崎大空襲など、戦争を後世に伝えるための常設展示及び企画展の開催(入館者数:30,000人以上) ・館外での平和啓発を推進する「巡回平和展」の全区開催 ・平和を脅かす人権・飢餓・環境問題などの企画展等の開催 ・ホームページや市政だより、チラシ・ポスター等を通じた平和館事業の周知 ・平和推進補助金の交付を通じた、平和活動への意識啓発や支援の実施 ・平和問題の研究調査や戦争に関する証言・資料の収集及び整理 ②計画的な施設の補修等の推進
今後の事業の方向性を 踏まえた次年度の取組内容 の変更箇所	変更箇所 (上記計画上の記載に 対する変更箇所)		
	変更の理由		

令和5年度 事務事業評価シート

事業の概要

事務事業	事務事業コード	事務事業名				政策体系別計画の記載							
	50202010	男女共同参画事業				有							
担 当	組織コード	所属名											
	255000	市民文化局人権・男女共同参画室											
実施期間	事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等の分類	分類1(市民サービス等)	分類2(内部事務)								
	—	—		その他	政策推進計画等(策定・進行管理)								
実施形態	☒ 市が直接実施 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託・指定管理 ☐ ボランティア等との協働 ☐ その他												
実施根拠	☐ 国・県の制度 ☒ 国・県の制度＋市独自の制度 ☐ 市独自の制度												
	(法令・要綱等) 男女共同参画社会基本法、男女共同参画基本計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、男女平等かわさき条例、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 等												
総合計画と連携する計画等	地域福祉計画、子ども・若者の未来応援プラン、人権施策推進基本計画、子どもの権利に関する行動計画、男女平等推進行動計画												
SDGsのゴール・ターゲットを意識した取組の方向性		5.1	男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさを創造していくための施策を総合的かつ計画的に推進します。										
行財政改革第3期プログラムに関連する課題名	改革項目		課題名										
予決算 (単位：千円)	年度	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度					
		予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	
	事業費 A	15,764	8,375	9,716	9,163	8,337	9,716	10,923		9,716			
	財源内訳	国庫支出金	4,943	—	408	417	—	408	457		408		
		市債	0	—	0	0	—	0	0		0		
		その他特財	0	—	0	0	—	0	0		0		
		一般財源	10,821	—	9,308	8,746	—	9,308	10,466		9,308		
	人件費※ B	16,090	16,090	16,027	16,027	16,027	0	0	0	0	0	0	
	総コスト(A+B)	31,854	24,465	25,743	25,190	24,364	9,716	10,923	0	9,716	0	0	
	人工(単位：人)		1.91		1.88								

※ 人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計 画 (Plan)

政策体系	政 策	人権を尊重し共に生きる社会をつくる
	施 策	男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進
	直接目標	性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境を整える
事業の対象 (事業の対象となる人、物)	市民、職員、事業者等	
事業の目的 (対象をどのような状態にしたいか)	男女共同参画に係る広報・啓発等の取組を推進することで、誰もがあらゆる場において互いにその人権を尊重し、責任を分かち合いながら個性と能力を発揮できるようにします。	
事業の内容、どのような業務内容で、どのような手段で実施しているか)	男女平等かわさき条例や男女平等推進行動計画に基づき、男女共同参画センターやかわさき男女共同参画ネットワーク等と連携し、男女平等施策を推進します。また、DV防止・被害者支援基本計画に基づき、関係機関等と連携し、DVの防止及び被害者支援に取り組みます。	
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①男女平等推進行動計画に基づく取組の推進 ②男女共同参画社会の形成の促進に向けた普及啓発の実施 ③「かわさき☆えるばし」認証制度による中小企業における女性活躍推進の取組の促進 ④「DV防止・被害者支援基本計画」に基づく取組の推進 ⑤DV防止に向けた広報・啓発活動の推進	
当初計画からの変更箇所 (第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組)		

実施結果 (Do)

上記「第3期実施計画」に記載されている当該年度の取組内容に対する達成度	3	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり	4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った				
取組内容の実績等 (上記に掲げた取組内容に対し、「数値等により具体的に実績を示すことができる取組」、又は「未達成部分」若しくは「より達成できた部分」を記載)	ほぼ目標どおり達成できました。 ① 市内の様々な分野の団体を構成員とするかわさき男女共同参画ネットワークは計画どおり、運営会議・全体会議・フォーラムとして計5回開催し、男女共同参画に係る情報共有や普及啓発を実施しました。審議会等委員の女性比率については、新規又は改選のあった審議会等において女性比率が上昇したことにより、昨年度の32.2%から1.3ポイント増の33.5%となりましたが目標は達成しませんでした。要因としては、理系、工学、医学など特定の分野に女性学識者が少ないことや、委員推薦団体の役職等に女性が少ないことが考えられます。また、改選の無い審議会等では推薦団体の事情により任期途中に女性委員の減員が多くありました。今後も引き続き、庁内所管部署等へ働きかけを行い、目標が達成できるよう取組を進めます。 ② 6月の「男女平等推進週間」において、チラシを作成・配布したほか、公共施設3箇所において、パネル展示を行い、市民団体と協働事業で制作したジェンダーもやもや発見カードをポスターにして紹介しました。令和5年度男女共同参画かわさきフォーラムを動画配信により開催し、視聴者は249人となり、目標を達成しました。 ③ 市内中小企業を対象とした女性活躍認証制度「かわさき☆えるばし認証企業」として、令和5年度に23企業を認証し、昨年度の認証企業と合わせて132企業となりました。 ④・⑤DV未然防止に向けた広報活動を行うとともに、デートDV予防啓発講座を大学で計7回開催し、751人の参加がありました。高校では男女共同参画センターと市民オンブズマン事務局が連携し2回実施し、143人が参加しました。また中学校(6回)で講座を開催し、1043人が参加しました。						
指標分類	数値で事業の実績・効果等を把握できる指標 (指標の説明)	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1 成果指標	性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況にあると思う市民の割合	目標	—	40	—	40	%
	説明 性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民の割合(男女が平等になっていると思う市民の割合)	実績	—	41.9	—	—	
2 成果指標	市の審議会等委員に占める女性の割合	目標	40	40	40	40	%
	説明 市の政策・方針決定過程に参画する機会となる審議会への女性の参画比率	実績	32.2	33.5	—	—	

3	活動指標	かわさき男女共同参画ネットワーク運営会議・全体会議・イベント開催数		目標	5	5	5	5	回
		説明	運営会議、全体会議、男女共同参画かわさきフォーラム等イベントの開催合計数	実績	5	5	—	—	
4	成果指標	男女共同参画かわさきフォーラム参加者数		目標	200	200	200	200	人
		説明	かわさき男女共同参画ネットワークが主催する「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けて、地域社会全体で取り組むための啓発事業であるフォーラムの参加者数	実績	380	249	—	—	
5	成果指標	「かわさき☆えるぼし」認証企業数		目標	100	100	100	100	社
		説明	市内中小企業を対象とした女性活躍認証制度「かわさき☆えるぼし」の認証企業数	実績	109	132	—	—	
6	活動指標	デートDV予防啓発講座の実施回数		目標	7	7	7	7	回
		説明	市内学校におけるデートDV予防ワークショップの実施回数	実績	14	15	—	—	

評価 (Check)

事業を取り巻く社会環境の変化 (国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)		平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、行政や事業主は女性の活躍推進に向けた取組を進めることが求められています。また、令和6年4月に女性支援新法が施行となるため、様々な困難を抱える女性に多様な支援を包括的に提供する体制の整備が求められています。
事業の見直し・改善内容		☒ 実施 (直近) R 4 年度 ☐ 未実施
具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載できる場合は記載		R4年度:「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)」について、市職員向けに周知理解を促進しました。 R3年度:コロナ禍における女性の状況やSDGsとの関係を整理した第5期川崎市男女共同推進行動計画を作成しました。デートDV予防啓発講座を市総合教育センターの研修で実施し、各学校での実施を働きかけました。 R2年度:デートDV予防啓発ワークショップの対象者を中学生に拡大しました。 R1年度:被害者支援を担う職場関係者に対する研修等の強化及び若年層を対象にしたデートDV防止対策の強化について整理し、第3期DV防止・被害者支援基本計画を策定しました。 H30年度:市内の中小企業を対象に女性活躍推進を認証する制度を創設しました。

評価項目		評価	
必要性	【市民のニーズ】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？	a. 薄れていない b. 薄れている	a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？	a. 事例はない b. 事例がある	a
	評価の理由	国の第5次男女共同参画基本計画であらゆる分野での女性の活躍が求められていることや、川崎市男女平等推進審議会での調査審議等において困難な状況にあり支援につながりにくい若年女性の状況が把握されるなど、本市として男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的・計画的に推進していく必要があります。	
有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)に対し事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか？	a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない	b
	評価の理由	成果指標のうち、市の審議会等への女性の参加比率、女性委員ゼロの審議会の数は目標値を達成できませんでしたが、市の審議会等への女性の参加比率については昨年度よりも比率は向上しており、成果は徐々に上がっています。引き続き関係者への働きかけ等により比率向上に取り組んでいきます。	
効率性	【民間の活用】 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	c
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はあるか？	a. 可能性はない b. 可能性はある	b
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
	評価の理由	広報物の作成に当たっては、委託制作から印刷物の発注に切り替えるなど、経費の削減を図っています。男女共同参画の普及啓発イベントや外部団体との会議ではオンラインと対面を併用して参加者の拡大を図るなど、さらなる質の向上を図る余地があります。	

施策への貢献度	貢献度区分		上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由
	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	A	
			「男女共同参画かわさきフォーラム」は、かわさき男女共同参画ネットワークと連携して、会場での聴講と録画配信の2つの方法で実施し、視聴者数は249人となり、目標を達成しました。また、「かわさき☆えるぼし」認証制度は、令和5年度末現在の認証企業が132社となり、目標の100社を越え132社となりました。デートDV予防啓発講座は、中学、高校、大学で実施するとともに、教育委員会事務局と連携してワークショップの参加を呼びかけるなど講座の周知を進めました。各取組等を通じて男女共同参画施策の推進に貢献しています。

改善 (Action)

今後の事業の方向性	方向性区分	Ⅱ	実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の方向性
	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止 VI. 事業終了		第5期男女平等推進行動計画に基づき、審議会の女性参加比率の目標達成に向け、さらなる女性委員の選任を各局に働きかけていきます。「かわさき☆えるぼし」認証事業についても引き続き新規企業の拡大と更新企業の認証継続に取り組みます。また、国において困難女性支援法が成立し、本市の女性支援事業や川崎市男女平等推進行動計画における位置付けなどを関係局と整理したことを踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けた各事業に取り組みます。
第3期実施計画に記載されている 次年度の取組内容			①男女平等推進行動計画に基づく取組の推進 ②男女共同参画社会の形成の促進に向けた普及啓発の実施 ③「かわさき☆えるぼし」認証制度による中小企業における女性活躍推進の取組の促進 ④「DV防止・被害者支援基本計画」に基づく取組の推進 ⑤DV防止に向けた広報・啓発活動の推進
今後の事業の方向性を 踏まえた次年度の取組内容 の変更箇所	変更箇所 (上記計画上の記載に 対する変更箇所)		
	変更の理由		

令和5年度 事務事業評価シート

事業の概要

事務事業		事務事業コード		事務事業名			政策体系別計画の記載						
		50202020		男女共同参画センター管理運営事業			有						
担 当		組織コード		所属名									
		255000		市民文化局人権・男女共同参画室									
実施期間		事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等の分類	分類1(市民サービス等)		分類2(内部事務)						
		平成11年	—		施設の管理・運営		—						
実施形態		☐ 市が直接実施 ☐ 一部委託 ☒ 全部委託・指定管理 ☐ ボランティア等との協働 ☐ その他											
実施根拠		☐ 国・県の制度 ☐ 国・県の制度＋市独自の制度 ☒ 市独自の制度											
(法令・要綱等)		男女平等かわさき条例、川崎市男女共同参画センター条例											
総合計画と連携する計画等		自殺対策総合推進計画、文化芸術振興計画、人権施策推進基本計画、子どもの権利に関する行動計画、男女平等推進行動計画											
SDGsのゴール・ターゲットを意識した取組の方向性			5.1	川崎市男女共同参画センターを適切に管理運営し、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画する男女共同参画社会の形成に寄与します。									
行財政改革第3期プログラムに関連する課題名		改革項目				課題名							
		取組2(5)戦略的な資産マネジメント				6・男女共同参画センターの老朽化等を踏まえた今後の方向性の検討							
予決算 (単位：千円)	年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度				
			予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額
	事業費 A		123,891	131,322	123,891	131,398	132,717	123,891	129,660		123,891		
	財源内訳	国庫支出金	0	—	0	4,500	—	0	4,500		0		
		市債	0	—	0	0	—	0	0		0		
		その他特財	0	—	0	0	—	0	0		0		
		一般財源	123,891	—	123,891	126,898	—	123,891	125,160		123,891		
	人件費※ B		7,919	7,919	8,269	8,269	8,269	0	0	0	0	0	0
	総コスト(A+B)		131,810	139,241	132,160	139,667	140,986	123,891	129,660	0	123,891	0	0
人工(単位：人)		0.94		0.97									

※ 人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計 画 (Plan)

政策体系	政 策	人権を尊重し共に生きる社会をつくる
	施 策	男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進
	直接目標	性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境を整える
事業の対象 (事業の対象となる人、物)	市民、事業者	
事業の目的 (対象をどのような状態にしたいか)	本市における男女平等施策の推進拠点施設である川崎市男女共同参画センターの管理・運営を行い、誰もがあらゆる場において、一人ひとりの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成に寄与します。	
事業の内容 (どういった業務内容で、どのような手段で実施しているか)	指定管理者制度を導入し、センターの効果的・効率的な管理運営を図るとともに、調査及び研究、相談、情報収集及び提供、市民と協働した学習・研修及び交流活動支援を行います。	
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①男女共同参画社会の形成に向けた取組 ・男女共同参画に関する調査研究の実施 ・男女の抱える悩みに関する相談や女性の就業に関する相談・支援 ・男女共同参画に関する各種講座や研修会の実施(参加者数：2800人以上) ・ホームページや広報物の活用による情報提供の実施 ②計画的な施設の補修等の推進 ③老朽化を踏まえた今後の方向性の検討の実施	
当初計画からの変更箇所 (第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組)		

実施結果 (Do)

上記「第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度		3	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり	4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った					
取組内容の実績等 (上記に掲げた取組内容に対し、「数値等により具体的に実績を示すことができる取組」、又は「未達成部分」若しくは「より達成できた部分」を記載)		目標どおり達成できました。 ① 男女共同参画社会の形成に向けた取組として次のとおり実施しました。 ・男女共同参画に関する調査研究事業は、男女共同参画に関わる市民の意識および行動等を把握し、本市の男女共同参画関連施策や男女共同参画センターの事業に活かしていくため男女共同参画に関わる市民アンケート調査を実施しました。 ・女性総合相談事業は、年間2,967件の相談が寄せられました。また、男性電話相談についても、243件の相談がありました。 ・男女共同参画に関する各種講座・研修会、地域への出前講座等を実施し、5,388人が参加しました。 ・男女共同参画の推進のため、ホームページや広報物を活用し情報提供を行いました。 ②施設の維持補修を適切に行ったほか、施設の長寿命化のため、長寿命化工事の実施に向けた調整や長寿命化整備業務委託などを行いました。 ③老朽化を踏まえ、施設の利用分析の実施や必要機能・規模の整理など今後の方向性の検討を行いました。							
指標分類		数値で事業の実績・効果等を把握できる指標（指標の説明）		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	各種講座や研修会の受講者数		目標	2,800	2,800	2,800	2,800	人
		説明	男女平等の意識普及に向けた各種講座や研修会の参加者数	実績	5,623	5,388	—	—	

評価 (Check)			
事業を取り巻く社会環境の変化 (国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)		平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、令和2年12月に国の第5次男女共同参画基本計画が策定され、男女共同参画センターの果たす役割を明確にし、男女共同参画社会基本法の理念に即した運営と関係機関との有機的な連携の下、取組を強化、充実することとされています。	
事業の見直し・改善内容		☒ 実施 (直近) R 4 年度 ☐ 未実施	
具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載 できる場合は記載		R4年度:施設の利用状況を把握し、施設のあり方を検討するため、利用報告書の様式を変更しました。女性のための総合相談(法律相談)は週末の開催日を設定するなど開催曜日の見直しを行い利用促進を行いました。 R3年度:相談傾向の把握や共有を図るため、相談システムを構築し運用を開始しました。また相談員研修を実施し市内相談員の人材育成を行いました。 R2年度:講座等の開催は、一部においてオンラインによる手法を導入し、利用促進を行いました。 R1年度:保育室の一般開放日を設定し、講座利用者以外の利用促進を行いました。 H30年度:会議室の利用率向上のため、民間による会議室検索サイトの活用により、利用促進を行いました。	
評価項目		評価	
必要性	【市民のニーズ】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？	a. 薄れていない b. 薄れている	a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？	a. 事例はない b. 事例がある	b
	評価の理由	国の第5次男女共同参画基本計画であらゆる分野での女性の活躍が求められていることや、川崎市男女平等推進審議会での調査審議等において困難な状況にあり支援につなぐににくい若年女性の状況が把握されるなど、男女共同参画社会の形成に向けた男女共同参画センターの取組を強化、充実することが求められています。	
有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)に対し事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか？	a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない	b
	評価の理由	講座の開催方法について、オンライン開催のほか、アウトリーチ事業、センターから出向いて行う出前講座などを工夫して実施することにより成果が徐々に上がっています。	
効率性	【民間の活用】 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	c
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性があるか？	a. 可能性はない b. 可能性はある	a
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
	評価の理由	平成18年度に指定管理者制度を導入し、民間事業者による効率的・効果的な運用を行っています。 相談手法の多角化やアウトリーチ事業等の新たなアプローチの検討など更なる質の向上に向けた検討の余地はあります。	
施策への 貢献度	貢献度区分		上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由
	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	A	新たな指定管理者による運営の3年目となり、アウトリーチの手法によるシングル女性を対象とした居場所事業や、居場所事業でキャッチした方々に対して抱えている悩みをつづきから相談できる場を設けるなど、柔軟かつ迅速に課題解決に取り組んでいます。また、SNSの活用など効果的な情報発信や広報に取り組み、各種講座や研修会の参加者数を目標値以上に増加させるなど本市の男女共同参画施策の充実に貢献しています。

改善 (Action)		
今後の事業の方向性	方向性区分	実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の方向性
	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止 VI. 事業終了	I 男女共同参画に関わる市民アンケートについては、調査の結果をもとに本市の特徴を整理します。相談事業については、安定的な運営と相談機能の強化のため、研修や多様な関係機関との連携等を行っていきます。「男女共同参画センター運営協議会」での意見等を踏まえ、指定管理者と協議しながら、館の運営に必要な指導、助言を行っていきます。 施設の老朽化が進む中、引き続き適切な施設の維持補修を行っていきます。 施設の今後の方向性の検討については、関連する庁内の取組と整合を図りながら進めていきます。
第3期実施計画に記載されている 次年度の取組内容		①男女共同参画社会の形成に向けた取組 ・男女共同参画に関する調査研究の実施 ・男女の抱える悩みに関する相談や女性の就業に関する相談・支援 ・男女共同参画に関する各種講座や研修会の実施(参加者数:2800人以上) ・ホームページや広報物の活用による情報提供の実施 ②計画的な施設の補修等の推進 ③老朽化を踏まえた今後の方向性の検討の実施
今後の事業の方向性を 踏まえた次年度の取組内容 の変更箇所	変更箇所 (上記計画上の記載に 対する変更箇所)	
	変更の理由	

令和5年度 事務事業評価シート

事業の概要

事務事業	事務事業コード	事務事業名				政策体系別計画の記載							
	50203010	かわさきパラムーブメント推進事業				有							
担 当	組織コード	所属名											
	250000	市民文化局パラムーブメント推進担当											
実施期間	事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等の分類	分類1(市民サービス等)	分類2(内部事務)								
	—	—		その他	政策推進計画等(策定・進行管理)								
実施形態	☒ 市が直接実施 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託・指定管理 ☒ ボランティア等との協働 ☐ その他												
実施根拠	☐ 国・県の制度 ☐ 国・県の制度＋市独自の制度 ☒ 市独自の制度												
	(法令・要綱等)												
総合計画と連携する計画等	国際施策推進プラン、人権施策推進基本計画												
SDGsのゴール・ターゲットを意識した取組の方向性	10 	10.2	障害のあるなし、年齢、人種やLGBTなどに関わらず誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくりに向けて、市民、企業、団体等と連携をしながら取組を推進します。										
行財政改革第3期プログラムに関連する課題名	改革項目		課題名										
予決算 (単位：千円)	年度	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度					
		予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	
	事業費 A	57,589	31,416	57,589	50,252	38,800	57,589	46,291		57,589			
	財源内訳	国庫支出金	0	—	0	0	—	0	0		0		
		市債	0	—	0	0	—	0	0		0		
		その他特財	0	—	0	0	—	0	0		0		
		一般財源	57,589	—	57,589	50,252	—	57,589	46,291		57,589		
	人件費※ B	30,748	30,748	31,116	31,116	31,116	0	0	0	0	0	0	
	総コスト(A+B)	88,337	62,164	88,705	81,368	69,916	57,589	46,291	0	57,589	0	0	
	人工(単位：人)		3.65		3.65								

※ 人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計 画 (Plan)

政策体系	政 策	人権を尊重し共に生きる社会をつくる
	施 策	かわさきパラムーブメントの推進
	直接目標	それぞれが個性を活かし、すべての人が活躍できるまちを実現する
事業の対象 (事業の対象となる人、物)	市民、企業、団体、市職員など	
事業の目的 (対象をどのような状態にしたいか)	共生社会の実現に向け、「かわさきパラムーブメント」を様々な主体で推進することで「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくり」を目指します。	
事業の内容 (どういった業務内容で、どのような手段で実施しているか)	「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」で掲げている共生社会の実現に向けた7つのレガシーを形成するために、市民、企業、団体等と連携した取組を推進します。各レガシー形成に向けては、庁内の関係所管が中心となって連携を図りながら横断的に取組を推進します。	
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①かわさきパラムーブメントの理念浸透に向けた取組の推進 ②かわさきパラムーブメントの推進に向けたプラットフォームの構築と多様な主体との連携や各主体の自発的な取組の支援の実施 ③かわさきパラムーブメントのレガシー形成に向けた取組の推進 ④ホストタウン・先導的共生社会ホストタウンとしての取組の推進	
当初計画からの変更箇所 (第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組)		

実施結果 (Do)

上記「第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度	3	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり	4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った				
取組内容の実績等 (上記に掲げた取組内容に対し、「数値等でより具体的に実績を示すことができる取組」、又は「未達成部分」若しくは「より達成できた部分」を記載)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①については、「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」の理念浸透を図るため、イベントへのブース出展(7回：約3,000人参加)、グッズ配布(約18,000個)、チラシ・冊子の配布(チラシ：約2,700枚、冊子：約800冊)、SNS(メルマガ、デジタルサイネージ、YouTube)等を活用した広報を行いました。 ②については、庁内の推進体制としてレガシー検討プロジェクト会議を2回開催し、各レガシーごとで構成される4つの部会での取組の報告や検討を行いました。さらに、各部会において企業や関係機関等と連携した取組を進めており、社会参加部会では、かわさきパラムーブメントの推進に向けたプラットフォームの一つとして、「かわさき障害者等雇用・就労支援プラットフォーム会議」を設立・開催したほか、バリアフリー部会でも、心のバリアフリー実現に向けたプラットフォームの設立に向け、検討・調整を進めました。また、各部会の取組において、外部有識者にアドバイザー役を担っていただき、課題の抽出、取組への助言等を頂きました。 ③については、心のバリアフリーの根幹となる障害の社会モデルの浸透を目的に「バリアフルレストラン」を市立川崎高校文化祭(体験者：203名)、中原区の「なかはら福祉健康まつり」(体験者：94名)で開催しました。また、音楽を通じて多様性や包摂について楽しみながら感じることができる「インクルーシブ音楽プロジェクト」を実施し、ワークショップ21回、人材育成講座5回、音楽ライブ2回を開催し延べ3,266人が参加しました。インクルーシブなeスポーツイベントとして、障害者のための事前練習会を2月24日、3月9日に、さらに3月20日に川崎ルフロで障害のあるなしに関わらず誰もが参加できる「みんなのeスポーツフェスタ」を開催しました。このほか、心のバリアフリーに関する職員向け研修を開催し、延べ176名が参加しました。 ④については、プリティッシュ・スクール・イン東京と橘高等学校国際科との交流授業を2日間実施し、本市からは教師、生徒39人が参加しました。このほかにも、プリティッシュ・カウンスルと連携し、情報共有やアドバイスをもらうなどし、取組を進めました。						
指標分類	数値で事業の実績・効果等を把握できる指標 (指標の説明)	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1 成果指標	生活する上でバリア(障壁)を感じている人の割合	目標	28.6	27.9	27.2	26.6	%
	説明 アンケート調査で「生活する上で、あなたはバリア(障壁)を感じますか。」という質問に「はい」と答えた人の割合	実績	22.2	21.5	—	—	

評価 (Check)			
事業を取り巻く社会環境の変化 (国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)		東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が終了しましたが、大会によって高まった機運を活用し、本市が抱える様々な社会問題を解決するためにより一層共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。	
事業の見直し・改善内容		☒ 実施 (直近) R 4 年度 ☐ 未実施	
具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載できる場合は記載		R4年度:かわさきパラムーブメント推進ビジョン 策定 H30年度:かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン 策定 H28年度:かわさきパラムーブメント第1期推進ビジョン 策定	
評価項目		評価	
必要性	【市民のニーズ】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？	a. 薄れていない b. 薄れている	a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？	a. 事例はない b. 事例がある	a
	評価の理由	本市が抱える少子高齢化や将来の人口減少などの社会問題を解決するために、かわさきパラムーブメントの目指す「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくり」を進めていく必要があります。	
有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)に対し事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか？	a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない	a
	評価の理由	成果指標である「生活する上でバリア(障壁)を感じている人の割合」は目標を達成しており、成果は上がっています。今後も、それぞれが感じているハードやソフトのバリアフリーに向けた取組を進めていきます。	
効率性	【民間の活用】 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	c
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はあるか？	a. 可能性はない b. 可能性はある	b
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
	評価の理由	レガシー形成に向けては、レガシー検討プロジェクト会議や各部会において庁内で横断的に取り組んでおり、好事例の横展開や相互実施による相乗効果が発揮されることでより質が高く、効率的な取組を実施することができます。また、外部委託や民間企業との連携により、コスト削減等を実施していますが、さらなる事業手法等の見直しの可能性はあります。	
施策への貢献度	貢献度区分	上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由	
	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	A	「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」に基づき、かわさきパラムーブメントの目指す「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくり」に向け、レガシー形成に向けた様々な取組を市民、企業、団体等と連携して取り組んでおり、共生社会の実現に向け前進していることから、施策に貢献しています。

改善 (Action)		
今後の事業の方向性	方向性区分	実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の方向性
	I. 現状のまま継続 II. 改善しながら継続 III. 事業規模拡大 IV. 事業規模縮小 V. 事業廃止 VI. 事業終了	I
第3期実施計画に記載されている次年度の取組内容		①かわさきパラムーブメントの理念浸透に向けた取組の推進 ②かわさきパラムーブメントの推進に向けたプラットフォームの構築と多様な主体との連携や各主体の自発的な取組の支援の実施 ③かわさきパラムーブメントのレガシー形成に向けた取組の推進 ④ホストタウン・先導的共生社会ホストタウンとしての取組の推進
今後の事業の方向性を踏まえた次年度の取組内容の変更箇所	変更箇所 (上記計画上の記載に対する変更箇所)	
	変更の理由	